

## ○うきは市町並み保存地区保存対策費補助金交付規程

(平成24年3月30日告示第21号)

改正 令和7年4月1日告示第39号

(趣旨)

第1条 うきは市町並み保存地区保存条例(平成17年うきは市条例第109号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、市の自然景観を保全育成し、文化遺産である白壁土蔵造りの町並みを保存するため、保存対策に要する経費について、建築物等の所有者に対し、この告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助対象となる経費は、市が指定した町並み保存地区(以下「保存地区」という。)内の公道に面した白壁土蔵造りの建築物等を修理し、若しくは復元する場合、次に掲げる経費を対象とする。

(1) 屋根、外壁等外観に要する経費及び外観保存に附随する土台、柱壁等の構造に係る経費

(2) 建築物に附属した塀等に要する経費

(3) その他周囲の景観を調和させるため、特に市長が必要と認めた経費

2 保存地区内において、外観を白壁土蔵造り若しくはこれに模した建築物を新築、増築、改築又は移転する場合、外観に要する経費を対象とする。

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて工事着手1箇月前までに市長へ提出しなければならない。

(1) 工事見積書

(2) 設計図

(3) 建物の敷地図及び位置を示す図

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査の上、補助金交付の適否を決定し、交付すべきと決定したときは、当該申請に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業の実施)

第6条 申請者は、補助金の交付決定後に事業に着手するものとし、条件が付された場合は、それを遵守しなければならない。

(事業の変更)

第7条 申請者は、補助金交付決定後事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに町並み保存対策事業内容変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、かつ、申請の内容の適否を決定し、速やかにその決定した内容変更(承認・却下)通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第8条 申請者は、事業が完了した場合は、遅滞なく、事業完了報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定、交付等)

第9条 市長は、前条の事業完了報告書を受理したときは、これを審査し、現地確認等の必要な調査を行い、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、当該申請者からの補助金交付請求書（様式第7号）の提出により交付する。

(補助金交付建物の制限等)

第10条 この告示に定める補助金の交付は、同一建築物に対して1回限りとし、補助金の交付を受けた建築物は、保守及び保全に努めるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(建築物の保守期限)

第11条 補助金の交付を受けた建築物の保守期間は、おおむね15年とする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第39号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

補助金交付基準

| 区分                  | 補助対象                                                                                                  | 補助率                     | 限度額        |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------|
| 伝統的建造物及び歴史的環境の修理、復元 | 伝統的建造物及び歴史的環境の特性を維持するため正面外観及び公道から望見される側面に要する経費。<br>なお、その保存上、構造耐力上主要な部分の修理を要すると認められる場合は、その経費を含むことができる。 | 主屋等(茅、杉皮葺きの場合) 8/10以内   | 6,000,000円 |
|                     |                                                                                                       | 主屋等(茅、杉皮葺き以外の場合) 8/10以内 | 5,000,000円 |
|                     |                                                                                                       | 土蔵等附属屋 8/10以内           | 3,000,000円 |
|                     |                                                                                                       | 門、塀等 8/10以内             | 2,000,000円 |
| 上記以外の建造物の修景         | 町並みの特性に調和するように新築、増築、改築、移転する際の正面外観及び公道から望見される側面に要する経費。<br>なお、構造耐力上主要な部分を修理を要すると認められる場合は、その経費を含むことができる。 | 主屋 5/10以内               | 3,000,000円 |
|                     |                                                                                                       | 門、塀等 5/10以内             | 1,500,000円 |
|                     |                                                                                                       | 看板 5/10以内               | 500,000円   |

様式第1号(第4条関係)

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)  
[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)  
[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)  
[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)  
[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)  
[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)  
[別紙参照]